

いわき市復旧・復興計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災という未曾有の大災害からの再生を果たすため、市民が共有できる「復興の姿」を「いわき市復旧・復興計画」として取りまとめる必要がある。その計画に掲げる基本的な方針や主要な施策(以下「復興ビジョン」という。)を策定するにあたり、関係する分野の専門家や有識者の意見を反映させる観点から、いわき市復旧・復興計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、本市の「復興ビジョン」に関して調査、検討し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、市長が委嘱する有識者等により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、「復興ビジョン」の提言をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が開催し、会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要に応じ、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月12日から実施する。

2 この要綱の実施後に、最初に開催される検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。